

# 短答式試験問題集 [民事系科目]

[民事系科目]

[第1問] (配点：2)

次の各記述のうち公序良俗に違反することを根拠とするものは、後記1から4までのうちどれか。  
(解答欄は、[No. 1])

1. 土地の売買契約により、買主が所有権を取得し、その引渡しを受けた後に、売主がその土地に第三者のため地上権の設定登記をした場合には、売主が買主に対して残代金の支払を催告し、その不払を理由に売買契約を解除する旨の意思表示をしても、解除の効力は生じない。
2. 食品の製造業者Aが、有害物質甲の混入した食品の販売を法令が禁止していることを知りながら、あえて甲の混入した食品を製造し、これをその混入の事実を知る販売者Bに継続的に売り渡す契約を締結した場合、この売買契約は無効であるから、BはAに対してその代金支払の義務を負わない。
3. 消費貸借契約の貸主が積極的に借主の誤信を招くような対応をしたため、借主が期限の利益を喪失していないものと信じて各期の支払を継続し、貸主も借主が誤信していることを知りながらその誤信を解くことなく弁済金を受領し続けたという事情がある場合、貸主は、借主に対し、期限の利益を喪失した旨の主張をすることはできない。
4. 不動産の共同相続人の一人が、単独相続の登記をして、これに抵当権を設定し、その設定登記をしながら、自己の持分を超える部分の抵当権の無効を主張して、その抹消登記手続を請求することはできない。

[第2問] (配点：2)

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 2])

- ア. 意思能力が欠けた状態で契約を締結した者は、後見開始の審判を受けていなくても、その契約の無効を主張することができる。
  - イ. 被保佐人が、保佐人の同意を得て、自己の不動産につき第三者との間で売買契約を締結したときは、被保佐人がその売買契約の要素について錯誤に陥っており、かつ、そのことにつき重大な過失がない場合でも、その契約の無効を主張することができない。
  - ウ. 第三者の詐欺によって相手方に対する意思表示をした者は、相手方が第三者による詐欺の事実を知らなかった場合にも、その詐欺によって生じた錯誤が錯誤無効の要件を満たすときは、相手方に対し、その意思表示の無効を主張することができる。
  - エ. 被保佐人は、保証契約を締結する前にその行為をすることについて保佐人の同意を得たときは、自己の判断でその保証契約の締結を取りやめることはできない。
  - オ. 被保佐人と契約を締結しようとする者は、家庭裁判所に対し、利害関係人として、被保佐人に十分な判断能力があることを理由に保佐開始の審判の取消しを請求することができる。
1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第3問】（配点：2）

単独行為に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No. 3]）

1. 行為能力の制限を理由に取り消すことができる行為について、制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内に追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その場合に、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。
2. 遺贈に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺贈は、条件が成就した時からその効力を生ずる。
3. 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、消滅時効が完成した後であっても、相殺をすることができる。
4. 表意者の法定代理人が、詐欺を理由に取り消すことができる法律行為を追認した場合であっても、その追認があったことを表意者本人が知らなかったときは、表意者本人は、その法律行為を取り消すことができる。
5. 代理権を有しない者がした契約の本人による追認は、その契約を相手方が取り消した後は、することができない。

【第4問】（配点：2）

表見代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 4]）

- ア. 本人から登記申請を委任された者が、その権限を越えて、本人を代理して第三者と取引行為をした場合において、その登記申請の権限が本人の私法上の契約による義務を履行するために付与されたものであり、第三者が代理人に権限があると信ずべき正当な理由があるときは、委任された登記申請の権限を基本代理権とする表見代理が成立する。
- イ. 原材料甲を仕入れる代理権を本人から付与された者が、その代理権を利用して利益を図ろうと考え、本人を代理して第三者から甲を買い受け、これを他に転売しその利益を着服した場合、権限外の行為についての表見代理に関する規定が類推され、第三者は、本人に対し、甲の代金の支払を求めることができる。
- ウ. 子が父から何らの代理権も与えられていないのに、父の代理人として相手方に対し父所有の不動産を売却した場合、相手方において、子に売買契約を締結する代理権があると信じ、そのように信じたことに正当な理由があるときは、表見代理が成立する。
- エ. 本人からその所有する不動産に抵当権を設定する代理権を与えられた者が、本人を代理して当該不動産を売却した場合、売買契約の相手方がその権限の逸脱の事実を知り、又はそれを知らないことについて過失があったときでも、転得者が善意無過失であるときは、表見代理が成立する。
- オ. 夫が、日常の家事の範囲を越えて、妻を代理して法律行為をした場合、相手方において、その行為がその夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当の理由があるときは、権限外の行為についての表見代理に関する規定の趣旨が類推され、妻は夫がした法律行為によって生じた債務について、連帯してその責任を負う。
1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第5問〕（配点：2）

無効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.5〕）

- ア. 人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意思がなく養子縁組がされたときは、その縁組は無効である。
- イ. 賭博の勝ち負けによって生じた債権が譲渡された場合において、債務者が異議をとどめずに債権譲渡を承諾したとき、債務者は、当該債権の譲受人に対し、当該債権の発生に係る契約の公序良俗違反による無効を主張することができない。
- ウ. Aの所有する土地をBが錯誤により購入し、Bが当該土地を占有するCに対して所有権に基づき明渡しを求めた場合、Bにおいて錯誤による意思表示の無効を主張する意思がないときは、Cは、当該土地の売買契約が無効であることを主張して、その明渡しを拒むことはできない。
- エ. AがB所有の動産をBから何らの代理権も与えられていないのにその代理人としてCに売却した場合には、Bがこれを追認すれば、BC間の売買契約は契約時にさかのぼって有効となるが、AがB所有の動産をBに断りなく自分の物としてCに売却した場合には、Bがこれを追認すると、その追認の時に新たにAC間の売買契約が締結されたものとみなされる。
- オ. Aがその所有する不動産を、一方でBとの売買契約によりBへ譲渡し、他方でCとの売買契約によりCへ譲渡した場合において、AからCへの所有権移転登記がされたときは、AB間の売買契約は無効となる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第6問〕（配点：2）

消滅時効に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、〔No.6〕）

- ア. 他人の代理人として契約をした者が無権代理人であり、かつ、本人の追認を得ることができなかった場合において、相手方の選択により無権代理人として履行に代わる損害賠償義務を負うときは、当該損害賠償義務は不法行為による損害賠償責任であるから、無権代理行為の時から3年の時効消滅にかかる。
- イ. 債務者が消滅時効の完成後に債権者に対して債務を承認した場合において、その後さらに消滅時効の期間が経過したときは、債務者は、その完成した消滅時効を援用することができる。
- ウ. 特定物売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合に、買主が売主に対して有する損害賠償請求権は、買主が瑕疵の存在に気付かなくても、目的物が買主に引き渡された時から10年の時効消滅にかかる。
- エ. 不法行為に基づく損害賠償請求権の存在が訴訟上の和解によって確定され、その弁済期が和解の時から1年後とされた場合であっても、その請求権は、その和解が調書に記載された時から10年の時効消滅にかかる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. ア エ      4. イ ウ      5. イ エ      6. ウ エ

【第7問】（配点：2）

一般社団法人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.7]）

- ア．代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めていない場合には、各理事は、単独で一般社団法人を代表する。
  - イ．一般社団法人は、代表者でない者が職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負うことはない。
  - ウ．一般社団法人に理事が複数ある場合には、必ず理事会を置かなければならない。
  - エ．一般社団法人が代表理事を定めた場合には、必ず理事会を置かなければならない。
  - オ．一般社団法人が理事会を設置した場合には、必ず監事を置かなければならない。
1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第8問】（配点：2）

物権の帰属に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.8]，[No.9] 順不同）

- 1. 未成年者との間で売買契約を締結して同人所有の動産を購入した者は、その後に当該売買契約が行為能力の制限を理由に取り消された場合に、売主が未成年であることについて善意無過失であったとしても、即時取得を理由としてその動産の所有権の取得を主張することはできない。
- 2. 相続人がなく特別縁故者に対する分与もされなかった相続財産のうち、不動産の所有権は、国庫に帰属するが、動産の所有権は、相続開始後に所有の意思をもって占有を始めた者に直ちに帰属する。
- 3. 他人の動産に工作を加えた者があるときの加工物の所有権は、民法の規定に従って帰属する者が定められ、加工前に所有者と加工者との間で民法の加工に関する規定と異なる合意をしても、その合意の効力は生じない。
- 4. 土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者もこれを取得する。
- 5. 所有者を異にし、主従の区別のある2個の動産が付合した場合、従たる動産の所有者は、その付合の時における価額の割合に応じてその合成物の共有持分を取得する。

【第9問】（配点：2）

所有権の取得又は移転に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.10】，【No.11】 順不同）

1. A所有の不動産を占有するBが自己の占有に前の占有者Cの占有を併せて主張することによってその不動産の所有権を時効により取得したときは，Aは，Cの占有の開始日にさかのぼってその所有権を喪失する。
2. 売主が他人の不動産を売り渡した後にその所有権を取得したときは，買主は，売主がその不動産の所有権を取得した後これを買主に移転する意思表示をした時に，その不動産の所有権を取得する。
3. 詐害行為取消権に基づき不動産の贈与契約を取り消す旨の判決が確定したときは，贈与契約による所有権移転の効果は，贈与契約締結時にさかのぼって消滅する。
4. 不動産の譲渡をもって代物弁済契約がされた場合，所有権移転登記をするまでは，その不動産の所有権が債権者に移転することはない。
5. 相続財産のうち，特定の不動産を特定の相続人に相続させる旨の遺言があった場合，その遺言で相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り，何らの行為を要せずして，その不動産の所有権は，被相続人の死亡の時に直ちに相続により当該相続人に承継される。

【第10問】（配点：2）

物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.12】）

- ア. AがBに甲土地を売却し，所有権移転登記がされた後，Aは，Bの代金不払を理由に売買契約を解除した。その後BがCに甲土地を売却し，所有権移転登記がされた場合，Aは，Cに対し，甲土地の所有権を主張することができない。
- イ. AがB所有の甲土地を占有し，取得時効が完成した後BからAへの所有権移転登記が未了の間に，CがBから甲土地を譲り受けて登記をした場合であっても，Aがその後さらに占有を継続し，Cが登記をした時から再度取得時効の期間が経過したときは，Aは，Cに対し，所有権移転登記をしなくても時効による所有権取得を主張することができる。
- ウ. 甲土地を含む財産をABCが共同で相続し，その後Aのみが相続を放棄した場合，BCがBCのみの共有持分登記をする前に，Aの債権者DがAも共同相続したものとして代位によりAの共有持分登記をした上，Aの持分を差し押さえたときは，BCは，Dに対し，甲土地がBCのみの共有であることを主張することができない。
- エ. 甲土地がAからB，BからCに順次売却された後，AB間の売買契約が合意により解除された場合，Cは，Aに対し，所有権移転登記をしなくても甲土地の所有権取得を主張することができる。
- オ. Aは，Bに対する債権の担保としてCが所有する甲土地に抵当権の設定を受け，その登記をしていたが，Bから被担保債権全額の弁済を受けたにもかかわらず，Bに対する債権をDに譲渡し，Bは，その債権譲渡について異議をとどめないで承諾した。この場合，Cは，Dに対し，抵当権抹消登記をしなくても抵当権の消滅を主張することができる。
1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

【第11問】（配点：2）

用益物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.13]）

- ア. 地上権は、抵当権の目的とすることができない。
- イ. 土地の所有者と地上権者との間において、地上権の譲渡を禁ずる旨の特約がある場合であっても、地上権者がその後に第三者との間で地上権を譲渡する旨の契約を締結したときは、その第三者は、地上権を取得することができる。
- ウ. 地役権者は、承役地の所有者に対し、必ず便益の対価を支払わなければならない。
- エ. 法定地上権を取得した者は、土地の所有者に対し、地代を支払う義務を負わない。
- オ. 定期の地代を支払うべき地上権者が引き続き2年以上地代の支払を怠ったときは、土地の所有者は、地上権の消滅を請求することができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第12問】（配点：2）

共有に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.14]）

- ア. 共有地について筆界の確定を求める訴えを提起しようとする場合に、一部の共有者が訴えの提起に同調しないときは、その余の共有者は、隣接する土地の所有者と訴えの提起に同調しない共有者とを被告として、上記訴えを提起することができる。
- イ. 裁判所に請求して共有物の分割をする場合、共有物の現物を分割するか、共有物を競売して売得金を分割する方法のいずれかによらなければならないが、共有物を共有者のうちの一人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法によることはできない。
- ウ. 共有物について賃貸借契約を締結することは、過半数の持分を有する共有者によって可能であるが、賃貸借契約の解除は、共有者全員によってされる必要がある。
- エ. ABが共有する土地につき、Cが無権限で自己への所有権移転登記をした場合、Aは、単独で、Cに対し、抹消登記手続を請求することができる。
- オ. ABが各2分の1の持分で甲土地を共有している場合に、Bは、AB間の協議に基づかずにAの承認を受けて甲土地を占有するCに対し、単独で、甲土地の明渡しを求めることはできない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第13問】（配点：2）

担保物権の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.15]）

1. 留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。
2. 一般の先取特権者は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価が配当される場合を除き、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。
3. 質権の目的である債権が金銭債権であるときは、質権者は、その被担保債権の額にかかわらず、当該金銭債権の全額を取り立てることができる。
4. 抵当権の実行としての競売がされる前に抵当権の被担保債権について抵当不動産以外の財産の代価を配当すべき場合には、当該抵当権者以外の債権者は、当該抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。
5. 根抵当権の元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するため当該根抵当権を設定した者は、その極度額に相当する金額を払い渡し又は供託して、当該根抵当権の消滅請求をすることができる。

【第14問】（配点：2）

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

- ア. 不動産売買の先取特権について登記があるときは、その先取特権者は、登記の先後を問わず、抵当権に先立って先取特権を行使することができる。
- イ. 動産売買の先取特権の目的物が転売され、第三者に引き渡されたときは、先取特権者は、その動産について先取特権を行使することができない。
- ウ. 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。
- エ. 一般の先取特権者は、不動産について登記をしなくても、不動産売買の先取特権について登記をした者に優先して当該不動産から弁済を受けることができる。
- オ. 判例によれば、日用品供給の先取特権の債務者は、自然人に限られ、法人は含まれない。
1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ



【第15問】（配点：2）

抵当権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.17]）

1. 債務者が所有する不動産に抵当権の設定登記がされ、これが存続している場合には、債務者は継続的に被担保債権に係る債務の存在を承認していることになるから、その抵当権の被担保債権については消滅時効が進行しない。
2. 債務者が所有する不動産に抵当権が設定され、その登記がされている場合、その債務者が当該不動産を10年間継続して占有したとしても、その債務者は、抵当権者に対し、抵当権の負担のない所有権を時効により取得したとして、抵当権設定登記の抹消登記手続を請求することはできない。
3. 債務者が所有する同一の不動産について、第一順位の抵当権と第二順位の抵当権が設定され、それぞれその旨の登記がされている場合、第一順位の抵当権の実行としての競売の結果、第一順位の抵当権者のみが配当を受けたときは、第二順位の抵当権は消滅しない。
4. 債務者が所有する同一の不動産について、第一順位の抵当権と第二順位の抵当権が設定され、それぞれその旨の登記がされている場合、第一順位の抵当権の被担保債権に係る債務を債務者が弁済したときは、債務者は、弁済による代位によって第一順位の抵当権を取得する。
5. 債務者が所有する不動産に抵当権が設定されている場合、その被担保債権に係る債務について他の者により併存的債務引受がされたときは、当該債務引受によって生じた債権も、その抵当権の被担保債権となる。

【第16問】（配点：2）

抵当権の効力に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.18]）

1. Aがその所有する甲建物をBに賃貸している場合において、Aが甲建物にCのために抵当権を設定したときは、その抵当権の効力は、Bが甲建物において使用しているB所有の量に対しても及ぶ。
2. AがBから建物所有目的で土地を賃借し、その上にAが建てた甲建物にCのために抵当権を設定した場合、その抵当権の効力は甲建物の従たる権利である当該土地賃借権にも及び、抵当権実行としての競売がされた時に当該土地賃借権も甲建物の買受人Dに移転するから、Dは、Bの承諾がなくても、Bに対し、当該土地賃借権を甲建物の占有権原として主張することができる。
3. 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。
4. 抵当権が設定された土地の上に存する建物については、別段の定めをした場合に限り、土地の抵当権の効力が及ぶ。

【第17問】（配点：2）

建物を目的物とする売買契約が締結された後、その引渡期日が到来する前に売主の占有下で当該建物の全部が滅失した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.19]）

- ア．当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主からの建物の引渡請求を拒絶することができる。
  - イ．当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主に対して代金の支払を請求することはできない。
  - ウ．当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、契約を解除して、その代金の返還を請求することができる。
  - エ．当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときでも、その返還を請求することはできない。
  - オ．当該建物の滅失が不可抗力による場合、売買契約は契約時にさかのぼって無効となるため、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、その返還を請求することができる。
1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第18問】（配点：2）

多数当事者の債権関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.20]）

- ア．相続開始から遺産分割までの間に相続財産である賃貸不動産から生ずる賃料債権は、各共同相続人が、その相続分に応じ、分割債権として確定的に取得する。
  - イ．債務引受がされた場合には、原債務者及び引受人は分割債務を負う。
  - ウ．共同不法行為者の一人に対してした債務免除の意思表示は、被害者が他の共同不法行為者に対する債務免除の意思を有していなくても、他の共同不法行為者の利益のためにその効力を生ずる。
  - エ．連帯債務を負うA及びBに対してそれぞれ100万円の債権を有するCは、A及びBがそれぞれ破産手続開始の決定を受け、各破産手続において配当が行われるときは、それぞれ50万円の限度で、A及びBの各破産財団の配当に加入することができる。
  - オ．被害者が共同不法行為者の一人に対して損害賠償債務の履行を請求しても、他の共同不法行為者の損害賠償債務の消滅時効は中断しない。
1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第19問〕（配点：2）

債権者Aが債務者Bに対して有する甲債権をCとDに二重譲渡した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、本問では、Cに対する債権譲渡を「第一譲渡」といい、Dに対する債権譲渡を「第二譲渡」という。（解答欄は、〔No.21〕）

ア． Aが第一譲渡については確定日付のある証書によらずに通知をしてこれがBに到達し、第二譲渡については通知をしていない場合に、BがCに対して弁済をすれば、甲債権はこれによって消滅する。

イ． 第一譲渡及び第二譲渡のいずれについても、Aが確定日付のある証書によらずに通知をしてこれらがBに到達した場合には、これらの通知の到達後に、BがCに対して弁済をしても甲債権は消滅しない。

ウ． Aが第一譲渡については確定日付のある証書によって通知をしてこれがBに到達し、第二譲渡については確定日付のある証書によらずに通知をしてこれがBに到達した場合には、これらの通知の到達後に、BがDに対して弁済をすれば、甲債権はこれによって消滅する。

エ． 第一譲渡及び第二譲渡のいずれについても、Aが確定日付のある証書によって通知をし、これらの通知が同時にBに到達した場合には、Bは、Dからの請求に応じなくても債務不履行責任を負うことはない。

オ． 第一譲渡及び第二譲渡のいずれについても、Aが確定日付のある証書によって通知をし、これらの通知が同時にBに到達した後に、BがCに対して弁済をすれば、甲債権はこれによって消滅する。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第20問〕（配点：2）

解除の要件に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.22〕）

1. 解除の要件としての催告は、相手方が履行遅滞に陥った後にしなければならないから、期限の定めのない債務の履行遅滞を理由に契約を解除するには、あらかじめ履行の請求をすることによって当該債務を履行遅滞に陥れた後、改めてその履行の催告をする必要がある。

2. 双務契約上の債務が同時履行の関係に立つ場合において、一方の当事者が相当の期間を定めて催告をしたときは、その当事者は、当該期間中弁済の提供を継続しなければ契約を解除することはできない。

3. 債務者が履行遅滞に陥った後に債権者が不相当な期間を定めて催告をした場合であっても、債務者が履行の催告に応じず、相当な期間が経過した後に解除の意思表示がされたときは、解除の効力が生ずる。

4. 解除の意思表示に条件又は期限を付すことはできないから、債権者が相当な期間を定めて催告をし、当該期間内に履行がないことを停止条件として解除の意思表示をしたとしても、解除の効力は生じない。

〔第21問〕（配点：3）

代位に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.23〕）

ア． 抵当権の被担保債権の一部を弁済した第三者は、その弁済をした価額に応じて抵当権者とともにその抵当権を行使ことができ、その抵当権が実行されたときは、当該抵当権者と当該第三者は、当該抵当権者が有する残債権の額と当該第三者が代位によって取得した債権の額に応じ、按分して配当を受ける。

イ． 同一の物上保証人が所有する甲土地及び乙土地に第一順位の共同抵当権が設定されている場合において、甲土地の代価のみが先に配当されたときは、甲土地について第二順位の抵当権を有していた者は、当該配当によりその被担保債権の全額について弁済を受けた場合を除き、共同抵当に関する民法の規定に定める限度で、乙土地に設定された第一順位の抵当権を行使することができる。

ウ． 物上保証人所有の甲土地と債務者所有の乙土地に第一順位の共同抵当権が設定されている場合、甲土地の代価のみが先に配当され、その被担保債権に係る債務が消滅したときは、物上保証人は、当該債務者に対して有する求償権の範囲内で、乙土地に設定された第一順位の抵当権を行使することができる。

エ． 同一の債務につき、保証人がいるとともに、物上保証人所有の甲土地に抵当権が設定されている場合、保証人が保証債務を履行し、債務を消滅させたときは、保証人は、当該債務者に対する求償権の全額について、甲土地に設定された抵当権を行使することができる。

オ． 同一の債務につき、保証人がいるとともに、債務者所有の甲土地に抵当権が設定されている場合、債権者が甲土地に設定された抵当権を放棄した後に保証人が保証債務を履行し、債務を消滅させたときは、保証人は、甲土地に設定された抵当権が放棄されていないものとして、その抵当権を行使することができる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

〔第22問〕（配点：2）

債務不履行による損害賠償に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.24〕）

1. 債務不履行による損害賠償は、当事者間で別段の合意がされたかどうかにかかわらず、金銭をもってその額を定める。
2. 金銭債務の不履行による損害賠償については、債務者は、その不履行が不可抗力による場合を除き、その責任を免れない。
3. 当事者が債務不履行について損害賠償の額を予定した場合には、裁判所は、実際の損害額を考慮してこれを増額することができるのみであり、これを減額することはできない。
4. 当事者が債務不履行について損害賠償の額を予定した場合であっても、解除権を行使することは妨げられない。

〔第23問〕（配点：2）

債権の消滅原因に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.25〕）

ア．判例によれば、土地の賃借人がその土地上の建物を賃貸している場合において、建物の賃借人は、その土地の賃料について、土地の賃借人の意思に反しても弁済をすることができる。

イ．弁済の目的物が供託されたことによって抵当権が消滅した場合には、その供託をした者は、債権者が供託を受諾する前であっても、供託物を取り戻すことができない。

ウ．相殺の意思表示には、条件を付することができる。

エ．判例によれば、債権者が保証人に対して有する保証契約上の債権を自働債権とする相殺は、保証人が検索の抗弁権を有するときであっても、双方の債務が弁済期にあれば、することができる。

オ．債権者は、債務者の承諾がなければ、その債務を免除することができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第24問〕（配点：2）

売主の担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.26〕）

ア．他人の土地の売買において、売主がその土地を取得して買主に移転することができない場合であっても、契約の時に売主がその土地が自己に属しないことを知らなかったときは、売主は、契約の解除をすることができる。

イ．売買の目的物である建物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその滅失を知らなかったときは、買主は、その滅失していた部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。

ウ．判例によれば、数量を指示してした土地の売買において数量が超過する場合には、売主は、数量が不足する場合の代金の減額に関する民法の規定の類推適用により、代金の増額を請求することができる。

エ．売買の目的物である土地のために存すると称した地役権が存しなかった場合における買主の契約の解除は、買主が事実を知った時から1年以内になければならない。

オ．強制競売の目的物である土地が留置権の目的である場合において、買受人は、そのことを知らず、かつ、そのために買受けをした目的を達することができないときであっても、契約の解除をすることができない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第25問】（配点：3）

Aは、Bとの間で、期間を平成22年10月1日から起算して2年とし、賃料を毎月末日に当月分を支払うとの約定で、B所有の甲建物を賃借する旨の契約を締結し、敷金をBに交付して、甲建物の引渡しを受けた。その後、Bが、Aに断りなく、甲建物をCに売却し、その日のうちにCへの所有権移転登記もされた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.27】）

- ア. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われた場合、Cは、Aに対し、平成23年11月1日以降の賃料を請求することができる。
- イ. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われたが、その時点でAの延滞賃料が発生していた場合、Cは、Aに対し、その延滞賃料を請求することができない。
- ウ. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われたが、Aが甲建物について有益費を支出したのがそれ以前の平成23年9月30日であった場合には、平成24年9月30日に期間満了により賃貸借契約が終了した時点でその価格の増加が現存するときであっても、Aは、Cに対し、その有益費の償還を請求することはできない。
- エ. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われた後、平成24年9月30日に期間満了により賃貸借契約が終了した場合、Aは、甲建物をCに明け渡した上で、Cに対し、敷金の返還請求権を行使することができる。
- オ. 平成24年9月30日に期間満了により賃貸借契約が終了した後、Aが甲建物を明け渡す前に甲建物が売却された場合、Aは、甲建物をCに明け渡した上で、Cに対し、敷金の返還請求権を行使することができる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

【第26問】（配点：2）

委任に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.28】）

- 1. 委任は、受任者からは、やむを得ない事由がなければ解除することができない。
- 2. 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告しなければならない。
- 3. 委任者が死亡した場合でも、委任者の相続人がこれを受任者に通知せず、かつ、受任者が委任者の死亡を知らなかったときは、委任者の相続人は、委任者の死亡による委任の終了を受任者に対抗することができない。
- 4. 報酬を支払う旨の特約がある場合において、委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
- 5. 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。

【第27問】（配点：2）

寄託に関する次の1から4までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.29】）

1. 有償の寄託契約において、寄託物を返還する時期について定めがある場合、受寄者は、その期限前であっても、保管料を返還することにより、寄託物を寄託者に返還することができる。
2. 受寄者は、寄託物について権利を主張する第三者から訴えを提起されたときは、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。
3. 有償の寄託契約においても、受寄者が自己の財産に対するのと同じの注意をもって寄託物を保管する義務を負う旨の合意がされた場合には、その合意は有効である。
4. 寄託物の瑕疵によって受寄者に損害が生じた場合、寄託者は、過失なくその瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っていたときを除き、その損害を受寄者に賠償しなければならない。

【第28問】（配点：2）

組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.30】）

- ア. 組合員は、組合の清算前には、組合財産の分割を求めることはできない。
- イ. 組合契約において、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨を合意した場合、その合意は無効である。
- ウ. 組合契約において、ある組合員が損失を分担しない旨を合意した場合、その組合員は、他の組合員に対し、当該合意の効力を主張することができる。
- エ. 組合解散後に死亡した組合員の相続人は、残余財産分配請求権を相続しない。
- オ. 死亡した組合員の相続人は、残存組合員の全員の意思表示があれば、当該相続人の意思にかかわらず組合員となる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

【第29問】（配点：2）

役務の提供を目的とする契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.31】）

- ア. 雇用契約において期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。
- イ. 請負契約において、請負人は、具体的な報酬額の定めがなければ、報酬を請求することができない。
- ウ. 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。
- エ. 準委任契約の受任者は、委託事務を履行する前に報酬を請求することができる旨の特約がある場合であっても、委任事務を履行しない限り、委任者に報酬を請求することができない。
- オ. 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、受寄者は、善良な管理者の注意をもって寄託物を保管する義務を負う。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

【第30問】（配点：2）

使用者又は注文者の不法行為責任に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.32】）

1. 法人Aの使用するBがその事業の執行について第三者Cに損害を与えた場合において、Aの代表者Dが現実にBの選任監督を担当していなかったときは、Dは、Cに対し、Aに代わって事業を監督する者としての責任を負わない。
2. Aの使用するBが、その外形からみてAの事業の範囲内に属すると認められる行為によって第三者Cに損害を与えた場合であっても、Bの加害行為がBの職務権限内で適法に行われたものでないことをCが知っていたとき、又は知らなかったことについて重大な過失があったときは、Aは、Cに対し、損害賠償の責任を負わない。
3. Aの使用するBがその事業の執行について第三者Cに損害を与えた場合において、その損害を賠償する債務をAがCに対して弁済したときには、AのBに対する求償権は、発生しない。
4. Aとの間で請負契約を締結した請負人Bがその仕事について第三者Cに損害を与えた場合において、注文又は指図についてAに過失があったときは、Aは、Cに対し、注文者として損害賠償の責任を負う。

【第31問】（配点：2）

A男とB女の内縁関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.33】）

- ア. AがBに無断で婚姻届を作成して提出した場合、その当時両名に夫婦としての実質的生活関係が存在し、かつ、後にBが届出の事実を知ってこれを追認したときは、その婚姻は、追認により届出の当初にさかのぼって有効となる。
- イ. Aが内縁関係を正当な理由なく一方的に破棄した場合、Bは、Aに対し、債務不履行を理由として損害賠償を請求することができるが、不法行為を理由として損害賠償を請求することはできない。
- ウ. Bが内縁継続中に病気療養のためAと別居している場合において、その間にBが支出した医療費は、婚姻から生ずる費用に準じてAが負担する。
- エ. 内縁成立の日から200日を経過した後又は内縁解消の日から300日以内にBが分娩した子のAに対する認知の訴えにおいては、その子はAの子と推定されない。
- オ. Bは、Aが死亡したときの相続について、Aと他の女性との間の子であるCに対し、Aの配偶者に準ずる相続分を主張することができる。
1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ



〔第32問〕（配点：2）

実親子関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.34〕）

ア．再婚禁止期間内に再婚をした女性が出産した場合において、嫡出の推定に関する民法の規定によりその子の父を定めることができないときは、父を定めることを目的とする訴えにより、裁判所がこれを定める。

イ．嫡出否認の訴えは、子が出生した時から1年を経過すると提起することができない。

ウ．判例によれば、母の夫が服役していた間に母が懐胎したことが明らかな子は夫の子と推定されないから、母も嫡出否認の訴えを提起することができる。

エ．父は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができるが、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

オ．戸籍法の定めるところにより認知の届出がされた場合であっても、子その他の利害関係人は、認知が真実に反することを理由として認知無効の訴えを提起することができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

〔第33問〕（配点：2）

後見人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.35〕）

ア．未成年者Aに対し最後に親権を行う者が遺言で未成年者BをAの未成年後見人に指定した場合、Bは未成年であってもAの未成年後見人となる。

イ．成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

ウ．成年後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得ずにその任務を辞することができる。

エ．未成年後見人は、未成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について未成年被後見人を代表するが、未成年被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、未成年被後見人の同意を得なければならない。

オ．成年後見人の配偶者は成年後見監督人となることはできないが、成年後見人の父は成年後見監督人となることができる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

【第34問】（配点：2）

AB夫婦の間に子CDがいる場合において、相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

ア. 判例によれば、Aの死亡後、遺産の分割前に、Cが、Aの遺産に含まれる特定の土地の持分4分の1を第三者Eに売り渡したときは、Dは、その価額及び費用を償還して、Eから当該持分を取り戻すことができる。

イ. Aが死亡した場合、Aが所有していた墳墓の所有権は、Aの指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がCであるときは、Cが承継する。

ウ. ABが同時に死亡したが、Aがその財産の全部を第三者Fに遺贈したときは、Cは、Fに対し、Aの財産の8分の1に相当する額の限度で、遺贈の減殺を請求することができる。

エ. ABの死亡後Cが死亡したが、Cには内縁の妻GがいてCの療養看護に努めたときは、家庭裁判所は、Gの請求により、Cの遺産の全部又は一部をGに与えることができる。

オ. Dには妻Hがあり、Hは、Dとの婚姻後ABと養子縁組をし、その後に死亡したが、Hには、第三者Iとの間に子Jがあり、Jが出生したのがDHの婚姻の前である場合、Hの死亡後にAが死亡したときは、Aの相続人は、B、C及びDである。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第35問】（配点：2）

相続の承認及び放棄に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.37]）

ア. 相続の放棄をした者は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内であっても、これを撤回することはできない。

イ. 唯一の相続人が単純承認をした場合、相続人が被相続人に対して有していた貸金債権は、その債権が第三者の権利の目的である場合を除き、混同により消滅する。

ウ. 相続人が、自己のために相続が開始した事実を知りながら、限定承認又は相続放棄をする前に相続財産の全部又は一部を処分した場合、当該処分が保存行為に該当するときであっても、単純承認をしたものとみなされる。

エ. 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、善良な管理者の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

オ. 限定承認者は、限定承認に関する民法の規定に従って各相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第36問】（配点：2）

遺留分に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.38]、[No.39] 順不同）

1. 贈与の減殺を請求された受贈者は、その返還すべき財産から生じた果実は返還することを要しない。

2. 不相当な対価をもってした建物の売買契約で、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものについて遺留分権利者がその減殺を請求するときは、遺留分権利者は、相手方に対し、その対価を償還する必要はない。

3. 相続の開始後における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を得なければ効力を生じない。

4. 遺贈は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、その目的の価額の割合に応じて減殺し、贈与は、後の贈与から順次前の贈与に対して減殺する。

5. 共同相続人の一人が遺留分を放棄しても、他の共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

【第37問】（配点：2）

株式会社の募集設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.40]）

ア．設立時募集株式の数を超える数の引受けの申込みがあった場合には、発起人は、各申込者に対し、申込みに係る株式の数の割合に応じて、設立時募集株式を割り当てなければならない。

イ．発起人は、払込みの取扱いをした銀行に対し、設立時募集株式のみならず、発起人が引き受けた設立時発行株式についても、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

ウ．設立の廃止については、創立総会の招集に際して創立総会の目的である事項として定められていなくても、創立総会において、決議をすることができる。

エ．公証人による定款の認証を受けた後に、創立総会の決議により定款を変更した場合には、改めて公証人の認証を受ける必要はない。

オ．株式会社は、定款又は創立総会の決議により定められた設立の効力発生日に成立する。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

【第38問】（配点：2）

株式会社の譲渡制限株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.41]）

ア．会社が、定款を変更して、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける場合には、総株主の同意を得なければならない。

イ．会社は、その発行する一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設けることはできない。

ウ．譲渡制限株式の株主が死亡した場合には、その相続人は、当該譲渡制限株式の取得について会社の承認を得ない限り、会社に対し、株主の地位を主張することはできない。

エ．判例の趣旨によれば、取締役会設置会社の唯一の株主がその保有する譲渡制限株式を他に譲渡した場合には、取締役会の決議による承認がないときであっても、その譲渡は、当事者間だけでなく、会社に対する関係においても、有効である。

オ．取締役会設置会社は、定款の定めにより、譲渡による株式の取得についての承認の決定を株主総会の決議によるものとするすることができる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第39問】（配点：2）

会社法の禁止する株主の権利の行使に関する利益の供与についての次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.42]）

- ア. 判例によれば、会社から見て好ましくない株主が議決権を行使することを回避する目的で、会社が、自己の計算において、第三者に対してその株主から株式を譲り受けるための対価を供与した場合には、株主の権利の行使に関する利益の供与に該当する。
- イ. 会社が、自己の計算において、特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をした場合には、その会社は、株主の権利の行使に関する利益の供与をしたものと推定される。
- ウ. 株主が、自己の計算において、株主総会における議決権の行使に関し、他の株主に対して財産上の利益の供与をした場合には、株主の権利の行使に関する利益の供与に該当する。
- エ. 取締役が株主の権利の行使に関する利益の供与をした場合には、その利益の供与をすることに関与した他の取締役は、その職務を行うについて注意を怠ったかどうかにかかわらず、会社に対し、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。
- オ. 会社から株主の権利の行使に関する利益の供与を受けた者が取締役、会計参与、監査役、執行役員又は会計監査人でない場合には、その者に対してその利益の返還を求める株主代表訴訟は、提起することができない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第40問】（配点：2）

社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述において、振替口座簿は、電磁的記録をもって作成されているものとする。（解答欄は、[No.43]）

- ア. 振替株式に係る株主名簿の名義書換は、振替機関から会社に対し総株主通知がされた場合には行われるが、振替機関から会社に対し個別株主通知がされた場合には行われない。
- イ. 振替株式の譲渡は、当事者の意思表示のみによってその効力を生ずるが、振替の申請により、振替口座簿中の譲受人の口座における保有欄にその譲渡に係る数の増加の記録がされなければ、会社に対抗することができない。
- ウ. 振替口座簿中の譲渡人の口座における保有欄に、譲渡人が有する振替株式の数を超過する振替株式の数が誤って記録されていた場合でも、譲受人が譲渡人からその記録に係る全ての振替株式を譲り受ける旨の合意をし、かつ、振替の申請により、譲受人の口座における保有欄にその譲渡に係る数の増加の記録がされたときは、譲受人は、悪意又は重大な過失があるときを除き、その増加の記録に係る権利を取得する。
- エ. 振替株式の質入れがあった場合には、総株主通知の際に、その振替株式の質入れの事実を会社に知らせないようにすることはできない。
- オ. 振替株式を発行した会社は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、所定の費用を支払って、その備える振替口座簿中の加入者の口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

〔第41問〕（配点：2）

株主総会における株主の議決権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.44〕）

ア．株主総会の招集の通知は、その株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主に対しては、することを要しない。

イ．株主は、議決権行使書面によって議決権を行使した場合には、その議決権行使に係る議題について株主総会に出席することができない。

ウ．株主は、その有する議決権を統一しないで行使することはできない。

エ．株主総会の決議について特別の利害関係を有する株主は、その決議において、議決権を行使することができない。

オ．株主は、株主総会の議案に賛成する議決権を行使した場合でも、その議案に係る株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

〔第42問〕（配点：2）

株主総会の招集及び株主提案権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.45〕）

ア．株主が取締役に対し適法に株主総会の招集を請求したにもかかわらず、遅滞なく招集の手続が行われない場合には、その株主は、裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができる。

イ．会社法上の公開会社は、株主が取締役に対し一定の事項を株主総会の議題とすることを請求するためには、その請求は株主総会の日の3か月前までにしなければならない旨を定款で定めることができる。

ウ．取締役の選任に関する議案に限り株主総会において議決権を行使することができる旨の定款の定めがある議決権制限株式の株主は、取締役に対し、剰余金の配当を株主総会の議題とすることを請求することができない。

エ．特定の議案につき株主総会において会社法所定の議決権の割合以上の賛成を得られなかった場合には、その日から5年を経過しない限り、株主は、株主総会において、その議案と実質的に同一の議案を提出することができない。

オ．会社は、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主の同意がある場合に限り、株主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、その株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第43問】（配点：2）

取締役会設置会社の機関に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

- ア． 取締役を選任する株主総会の決議の定足数は、定款の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1とすることができる。
- イ． 監査役が3人いる場合には、そのうちの2人の同意により、職務を怠った会計監査人を解任することができる。
- ウ． 判例によれば、代表取締役の解職に関する取締役会の決議について、その代表取締役は、議決に加わることができない。
- エ． 取締役会の決議は、定款の定めにより、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の3分の2以上に当たる多数をもって行うこととすることができる。
- オ． 会社は、定款の定めにより、会計参与を取締役会の決議によって選任するものとするができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第44問】（配点：2）

取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）の取締役が行った取引に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

- ア． 取締役Aが会社の代表取締役としてBと取引を行った場合において、Aを代表取締役に選定した取締役会の決議が無効であったときは、Aが代表権を有しないことをBが知らなかったとしても、その取引の効力は、会社には及ばない。
- イ． 会社から副社長の名称を付された代表権を有しない取締役Cが副社長の名称を使用してDと取引を行った場合において、Cが代表権を有しないことを知らなかったことについてDに重大な過失があるときは、その取引の効力は、会社には及ばない。
- ウ． 代表取締役が、会社を代表して、取締役会の決議を経ないで、会社の重要な財産であるEに対する金銭債権をFに譲渡した場合において、Fが取締役会の決議を経ないことを知っていたときは、Eは、Fに対し、その債権譲渡の無効を主張することができる。
- エ． 代表取締役GがHに対して負担する債務について、Gが、会社を代表して、取締役会の承認を受けないで、その債務を引き受けた場合において、Hが取締役会の承認を受けていないことを知っていたときは、その債務引受けの効力は、会社には及ばない。
- オ． 代表取締役Iが、自己の個人的利益を図る目的で、会社を代表してJから金銭を借り入れた場合において、JがIの真意を知り得べきであったときは、その借入れの効力は、会社には及ばない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第45問】（配点：2）

取締役の善管注意義務違反の有無については、取締役の意思決定の過程及び内容に著しい不合理がないかどうかという観点から判断されるべきであり、そのような著しい不合理がなければ取締役の善管注意義務違反はないとすべきであるとの見解がある。次の1から5までの各記述のうち、この見解と整合しないものはどれか。（解答欄は、[No.48]）

1. 企業経営には一定のリスクが伴うので、取締役の経営判断に対して事後的又は結果論的な評価をすることにより、取締役を萎縮させるべきではない。
2. 取締役の経営判断は、経営の専門家によるものであるから、尊重されるべきである。
3. 株主は、株主総会において選任した取締役に会社の経営を委ね、取締役は、これを引き受けたのであるから、取締役の経営判断の失敗については、取締役が責任を負うべきである。
4. 取締役が経営判断を行うに当たり弁護士の意見を聴取することは、取締役の意思決定の過程の合理性を裏付ける一要素となり得る。
5. 取締役に善管注意義務違反の責任を余りに広く課すと、取締役となろうとする者がいなくなるという懸念がある。

【第46問】（配点：2）

監査役会設置会社における監査役及び監査役会に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.49]）

- ア. 監査役会は、監査の方針を決定する。
- イ. 監査役が株主総会の決議の取消しの訴えを提起するには、監査役会の同意を得る必要はない。
- ウ. 取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
- エ. 株主代表訴訟において、会社が被告である取締役を補助するためその訴訟に参加するには、監査役会の同意を得なければならない。
- オ. 監査役が子会社の業務及び財産の状況を調査するには、監査役会の同意を得なければならない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第47問】（配点：2）

株式会社の資本金の額に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.50]）

- ア. 会社を設立する際に作成すべき定款には、資本金の額を記載し、又は記録しなければならない。
- イ. 会社が資本金の額を減少する場合には、それと同時に株式の発行が行われることにより、その資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額がその日前の資本金の額を下回らないときであっても、その会社の債権者は、その資本金の額の減少について異議を述べることができる。
- ウ. 取締役会設置会社が資本金の額を減少する場合において、減少する資本金の額の全部を準備金とするときは、その資本金の額の減少については、株主総会決議を要せず、取締役会決議によってこれを行うことができる。
- エ. 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の監査役は、資本金の額の減少の無効の訴えを提起することができない。
- オ. 会社が資本金の額を減少したときは、その会社は、その本店の所在地のみならず、その支店の所在地においても、変更の登記をしなければならない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第48問】（配点：2）

持分会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.51]）

- ア． 合同会社を設立しようとする場合において、定款で定めた社員の出資の目的が金銭以外の財産であるときは、社員になろうとする者は、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。
- イ． 合同会社の業務を執行するに当たって不正の行為をした社員は、他の社員の全員の同意によって除名することができる。
- ウ． 合名会社の社員が会社の債務を弁済する責任を負う場合には、その社員は、会社が主張することができる抗弁をもって会社の債権者に対抗することができる。
- エ． 合資会社は、社員が1人となったときは、解散する。
- オ． 合名会社は、定款で定めた解散の事由の発生によって解散したときは、総社員の同意によって、会社の財産の処分の方法を定め、清算人を置かないで清算をすることができる。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第49問】（配点：2）

株式会社を各当事会社とする吸収合併に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.52]）

- ア． 存続会社は、その親会社の株式を消滅会社の株主に対して合併対価として交付することはできない。
- イ． 存続会社は、消滅会社の自己株式については、合併対価が金銭であっても、合併対価を割り当てることはできない。
- ウ． 消滅会社が会社法上の公開会社である場合には、存続会社は、消滅会社の株主に対し、合併対価として存続会社の譲渡制限株式を交付することはできない。
- エ． 存続会社は、消滅会社の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて存続会社の株式を交付することができる。
- オ． 消滅会社の反対株主は、合併対価として交付を受ける株式の価額が各当事会社の財産の状況その他の事情に照らして相当である場合でも、株式買取請求権を行使することができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ



【第50問】（配点：2）

監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが甲社に損害を与えたとして、株主Bが、甲社に対し、Aの責任を追及する訴えの提起を請求した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.53]）

ア. 甲社が会社法上の公開会社でない場合には、Aの責任を追及する訴えの提起の請求を受ける際に甲社を代表する者は、代表取締役である。

イ. 甲社が提起するAの責任を追及する訴えは、甲社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

ウ. 甲社が会社法上の公開会社である場合において、甲社がAの責任を追及する訴えを提起したときは、甲社は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、株主に通知しなければならない。

エ. Bが、甲社のために、Aの責任を追及する訴えを提起した場合において、その訴訟の係属中に、甲社の株式移転によりBが甲社の株主でなくなったときでも、Bがその株式移転により甲社の完全親会社の株主となったときは、Bは、原告適格を失わない。

オ. Bが甲社のために提起したAの責任を追及する訴えに係る請求を認容する確定判決の効力は、甲社に対しても及ぶが、その請求を棄却する確定判決の効力は、甲社には及ばない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第51問】（配点：2）

商業登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.54]）

ア. 株式会社の代表取締役の就任は、その登記の前でも、悪意の第三者に対抗することができる。

イ. 株式会社の支配人の退任による代理権の消滅は、その登記の後でも、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、その第三者に対抗することができない。

ウ. 判例の趣旨によれば、株式会社の代表取締役は、その登記の後でなければ、民事訴訟における当事者である株式会社を代表する権限を有する者とはならない。

エ. 判例の趣旨によれば、個人商人が支配人を選任した場合には、その登記の前でも、その支配人と取引をした第三者は、その個人商人に支配人の選任を対抗することができる。

オ. 個人商人は、その商号を定めたときは、その登記をしなければならない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第52問〕（配点：2）

商行為に関する規定の適用についての次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.55]）

ア. 判例の趣旨によれば、会社の行為は、商行為と推定され、これを争う者において、その行為がその会社の事業のためにするものでないことの主張立証責任を負う。

イ. 商行為の委任による代理の場合であっても、代理権は、本人の死亡によって消滅する。

ウ. 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、遅滞なく諾否の通知を発することを怠ったときは、その商人は、その契約の申込みを承諾したものとみなされる。

エ. 判例の趣旨によれば、商行為によって生じた債務の不履行による損害賠償債務についての法定利率は、年5分である。

オ. 判例の趣旨によれば、会社法第423条第1項に基づく株式会社の取締役に対する損害賠償請求権は、商行為によって生じた債権に当たり、その消滅時効期間は、5年である。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

（参照条文）会社法

第423条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2, 3 （略）

〔第53問〕（配点：2）

陸上における物品の運送契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に係る事項について運送契約上別段の定めはなく、また、運送契約に関して貨物引換証は発行されていないものとする。（解答欄は、[No.56]）

ア. 運送品の滅失、毀損又は延着の場合における運送契約の債務不履行に基づく運送人の損害賠償責任の消滅時効期間は、運送人に悪意があるときを除き、1年である。

イ. 高価品について運送契約が締結される際に、高価品の種類及び価額の明告がされなかった場合には、運送契約の債務不履行による損害賠償の額は、運送品が高価品でなかったとしたときに生ずるであろう損害の額が上限となる。

ウ. 運送人に対して運送契約によって生ずる権利を有するのは荷送人であって、荷受人が運送契約によって生ずる権利を取得することはない。

エ. 判例によれば、運送人の故意又は過失により運送品が滅失し、荷送人に損害が生じた場合には、荷送人は、運送人に対し、運送契約に基づく債務不履行責任のみを追及することができ、不法行為責任を追及することはできない。

オ. 運送人の過失（重大な過失を除く。）によって運送品の全部が滅失した場合には、運送契約の債務不履行による損害賠償の額は、運送品の引渡しがあるべき日における到達地での運送品の価格によって定まる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第54問】（配点：2）

手形上の記載からは、約束手形の振出しが法人のためにされたものであるとも、代表者個人のためにされたものであるとも解し得る場合には、手形所持人は、法人及び代表者個人のいずれに対しても手形金の請求をすることができるとの見解がある。次のアからオまでの各記述のうち、この見解と整合しないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.57】）

ア．法人の代表者が法人のために手形行為をする場合の代表機関としての表示は、法人のためにされたものであることを認識し得る程度に手形上記載すれば足りる。

イ．手形上の記載を解釈するに当たっては、一般の社会通念に従ってその記載の趣旨を合理的に判断すべきである。

ウ．手形上、法人名と個人名とが併記されている場合には、法人の代表者である旨の記載がなくても、法人の代表者が法人のために手形行為をする場合の代表機関としての表示と解釈すべきである。

エ．この手形金の請求を受けた者は、その振出しが真実いずれの趣旨でされたかを知っていた直接の相手方に対し、その旨の人的抗弁を主張することができる。

オ．手形上の記載を解釈するに当たっては、手形外の証拠もしんしゃくすることができる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

【第55問】（配点：2）

小売商Aと卸売商Bは、Aを買主とし、Bを売主とする衣料品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、その売買代金債務（以下「本件原因債務」という。）の支払を目的として、Aは、Bを受取人とする確定日払の約束手形（以下「本件手形」という。）を振り出した。Bは、本件手形を誰にも譲渡していない。

この取引におけるA・B間の法律関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.58】）

ア．Bが、本件売買契約に基づく衣料品の納入に係る債務を履行しないまま、支払呈示期間内に本件手形の支払呈示をした場合でも、Aは、手形金の支払を拒むことはできない。

イ．判例によれば、本件手形の振出し後に本件原因債務が時効により消滅した場合には、Aは、これを抗弁として、Bに対し、手形金の支払を拒むことができる。

ウ．Bが支払呈示期間内に本件手形の支払呈示をすることを怠っても、BのAに対する本件手形上の権利は、消滅しない。

エ．火災によりBが本件手形を焼失した場合には、Bは、Aに対し、手形金の支払を求めることはできない。

オ．AとBが、本件手形の振出しの際、本件原因債務を消滅させ、本件手形上の権利だけを残すことを合意していた場合において、本件手形上の権利が時効により消滅したときは、Bは、Aに対し、利得償還請求権を取得しない。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第56問〕（配点：2）

大阪市に居住するXが、東京都千代田区に居住するYに対し、貸金100万円の返還を求める訴えを提起した。この場合における訴訟の移送に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.59〕）

1. Xがこの訴えを東京簡易裁判所に提起した場合には、東京簡易裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を東京地方裁判所に移送することができる。
2. Xがこの訴えを大阪簡易裁判所に提起した後、Yから訴訟を東京簡易裁判所に移送する旨の申立てがあり、Xが移送に同意した場合であっても、大阪簡易裁判所は、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、訴訟を東京簡易裁判所に移送しないことができる。
3. Xがこの訴えを大阪簡易裁判所に提起し、同裁判所が、Yの申立てにより、合意された管轄裁判所である名古屋簡易裁判所に訴訟を移送し、この移送の裁判が確定した場合であっても、名古屋簡易裁判所は、Xの申立てにより、この管轄の合意が無効であることを理由に、訴訟を大阪簡易裁判所に移送することができる。
4. この訴訟の管轄を東京地方裁判所とする旨の合意がないにもかかわらず、Xがこの訴えを同裁判所に提起した場合であっても、東京地方裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。
5. この訴訟の管轄を東京簡易裁判所の専属管轄とする旨の合意があるにもかかわらず、Xがこの訴えを東京地方裁判所に提起した場合には、東京地方裁判所は、相当と認めるときは、Yの移送の申立てにより、訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。

〔第57問〕（配点：2）

訴訟能力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.60〕）

1. 成年被後見人が自らした訴訟行為は、取り消すことができる。
2. 婚姻している未成年者は、自ら訴訟行為をすることができる。
3. 未成年者は、人事訴訟においては、意思能力を有する限り、自ら訴訟行為をすることができる。
4. 被保佐人が相手方の提起した訴えにおいて請求原因事実を認める旨の陳述をするには、保佐人の同意を要しない。
5. 家庭裁判所は、被補助人が訴訟行為をするには補助人の同意を要する旨の審判をすることができる。

〔第58問〕（配点：2）

訴訟承継に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.61〕、〔No.62〕 順不同）

1. 貸金返還請求訴訟の係属中に、当事者が死亡したときは、その者の相続人は、相続の放棄をしない限り、当事者となる。
2. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権を譲り受けた者は、参加承継の申立てをして訴訟を承継する義務を負う。
3. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権を譲り受けた者が適法に参加承継をしたときは、その参加は、訴訟の係属の初めにさかのぼって時効の中断の効力を生ずる。
4. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権を譲り受けた者が適法に参加承継をしたときは、参加前の原告は、相手方の承諾を得ることなく訴訟から脱退する。
5. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権に係る債務を第三者が引き受けたときは、原告は、当該第三者に対して、訴訟引受けの申立てをすることができる。

【第59問】（配点：2）

株式会社が訴訟の当事者である場合に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.63]）

1. 株式会社がその事業を停止し、その事務所又は営業所が存在しなくなったときは、当該株式会社の普通裁判籍は、代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
2. 株式会社に代表者がいない場合において、当該株式会社に対し訴えを提起しようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、特別代理人の選任を申し立てることができる。
3. 株式会社に対する送達は、その訴訟において会社を代表すべき者の住所においてしなければ、その効力を有しない。
4. 株式会社を訴訟において代表している代表取締役を尋問するには、当事者本人の尋問の手続によらなければならない。
5. 判決書には、株式会社の代表者を記載しなければならない。

【第60問】（配点：2）

訴訟代理人（訴訟委任に基づく訴訟代理人に限る。以下同じ。）に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.64]）

1. 訴訟代理人の権限は、書面で証明しなければならない。
2. 解任による訴訟代理権の消滅は、本人又は解任された訴訟代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
3. 当事者が死亡しても、訴訟代理人の訴訟代理権は消滅しない。
4. 当事者に複数の訴訟代理人がいる場合には、各訴訟代理人は、単独で訴訟行為をすることができない。
5. 訴訟代理人の代理権の存否に疑義が生じたときは、裁判所は、職権で調査をしなければならない。

【第61問】（配点：2）

送達に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.65]）

1. 訴状の当事者欄に記載された被告の住所に送達を受けるべき場所と記されていた場合には、送達場所の届出としての効力が生ずる。
2. 送達場所において、送達を受けるべき者が正当な理由なく送達書類の受領を拒否したときは、書類を差し置くことができる。
3. 判例の趣旨によれば、妻が夫に無断で夫を連帯保証人として銀行から借入れをし、銀行が夫に対し保証債務履行請求訴訟を提起した場合において、訴状を夫の住所地で送達するときは、同居中の妻がこれを受領しても、補充送達として有効である。
4. 書留郵便に付する送達がされたときは、書類の発送の時に、送達があったものとみなされる。
5. 反訴状の送達は、本訴の期日に出頭した原告に対しては、裁判所書記官が自らすることができる。

【第62問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述のうち、訴訟手続が中断しない場合の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。ただし、いずれの場合も当事者に訴訟委任に基づく訴訟代理人はないものとする。（解答欄は、[No.66]）

ア．当事者である破産管財人が解任された場合

イ．当事者が支配人によって訴訟進行している場合において、当該支配人が辞任したとき

ウ．当事者が法人でない社団であって代表者の定めがある場合において、当該代表者が辞任したとき

エ．被告が訴訟上の特別代理人によって訴訟進行している場合において、当該特別代理人が改任されたとき

オ．複数の選定当事者のうちの一人が死亡した場合

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第63問】（配点：2）

Xは、甲土地を前所有者であるAから買い受けたところ、Yが同土地を占有しているとして、Yに対し、所有権に基づく甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。

これに対し、Yが次のアからオまでの各主張をした場合において、その主張がXの請求原因に対する抗弁を含まないものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.67]）

ア．Xが甲土地をAから買い受けたことはなく、甲土地は、現在もAが所有している。

イ．Xは、甲土地をAから買い受けた後、Bに売り渡した。

ウ．Xは、甲土地をAから買い受けたが、Yも、甲土地をAから買い受けた上で自らに対する所有権移転登記を経由した。

エ．Yの占有は、Xが甲土地を買い受ける前から、同土地をAから無償で借り受けていることに基づく。

オ．Yの占有は、Xが甲土地を買い受けた後、同土地をXから賃借していることに基づく。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第64問】（配点：2）

口頭弁論の終結に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.68]）

ア．終結した口頭弁論を再開した場合には、裁判官が代わっていない場合であっても、弁論の更新の手續を要する。

イ．訴えを不適法であるとして却下する判決をする場合には、口頭弁論を経たときであっても、口頭弁論を終結する必要はない。

ウ．口頭弁論の終結後においてする和解の期日に、口頭弁論終結時の裁判官以外の裁判官が関与することは許される。

エ．第一審の口頭弁論の終結後に当事者から書証として提出された文書は、第一審判決の資料とすることはできないが、控訴審において第一審の口頭弁論の結果が陳述された場合には、訴訟記録につづられていれば、当該文書も証拠として控訴審における判決の資料となる。

オ．反訴を提起することができるのは、本訴の事実審の口頭弁論の終結に至るまでである。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第65問】（配点：2）

準備書面に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.69]，[No.70] 順不同）

1. 準備書面は、記載した事項につき相手方が準備するのに必要な期間において、裁判所を通じて相手方に送達しなければならない。
2. 相手方が口頭弁論期日に出頭した場合には、準備書面に記載のない事項でも陳述することができる。
3. 準備書面は、裁判所に提出されただけでは、判決の基礎とすることができない。
4. 口頭弁論は、簡易裁判所においても、書面で準備しなければならない。
5. 当事者は、裁判長が定めた期間内に提出しなかった準備書面を、口頭弁論期日において陳述することができない。

【第66問】（配点：2）

職権証拠調べの可否に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.71]）

1. 裁判所は、管轄の原因事実について、職権で、証拠調べをすることができる。
2. 裁判所は、当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するときは、証拠調べのため、職権で、その提出を命ずることができる。
3. 裁判所は、訴訟の係属中、職権で、証拠保全をすることができる。
4. 裁判所は、検証をするに当たり、職権で、鑑定を命ずることができる。
5. 裁判所は、人事訴訟においては、職権で、証拠調べをすることができる。

【第67問】（配点：2）

民事訴訟における宣誓又は証言若しくは陳述の拒絶に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.72]）

1. 少額訴訟においては、証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。
2. 鑑定人は、宣誓をしなければならない。
3. 16歳未満の者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。
4. 証人は、証人自身が刑事訴追を受けるおそれがある事項について、証言を拒絶することができる。
5. 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく陳述を拒んだときは、罰金又は過料の制裁を受ける。

【第68問】（配点：2）

私文書の成立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述におけるAはいずれも被告であり、かつ、私人であるとする。（解答欄は、[No.73]）

ア． A名義で事件の経過を記載した報告書は、Aの意思に基づいて作成されたことが認められれば、その内容が真実であると推定される。

イ． 作成者をAとして提出されたが、Aの署名も押印もない文書につき、裁判所は、他の証拠を併せて考慮することにより、その文書がAの意思に基づいて作成されたと認定することができる。

ウ． 作成者をAとして提出された借用証書につき、Aが借主欄に署名したことは認められるが、署名後に金額欄の記載が改ざんされたとAが主張する場合には、当該借用証書は、真正に成立したものと推定されない。

エ． 判例の趣旨によれば、Aの氏名が記された印影が私文書中に顕出されている場合には、その文書は、Aを作成者として真正に成立したものと推定される。

オ． 作成者をAとして提出された文書にAの署名がある場合には、押印がないときであっても、その文書は、真正に成立したものと推定される。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第69問】（配点：2）

処分権主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.74]）

ア． 訴訟物が特定されない訴状は、裁判長の命令にもかかわらず原告がその不備を補正しないときは、裁判長の命令により却下される。

イ． 原告が給付判決を求めている場合において、訴訟物とされている請求権の履行期が到来していないことが明らかになったときは、裁判所は、当該請求権の存在を確認する判決をすることができる。

ウ． 家屋明渡請求訴訟において、留置権の抗弁が認められるときは、裁判所は、当該留置権により担保される債権の弁済を受けることと引換えに家屋の引渡しを命ずる。

エ． 債務の全額である100万円についての不存在確認を求める訴訟において、裁判所は、当該債務の一部である10万円の債務が存在すると認めるときは、100万円のうち10万円を超える債務の不存在を確認し、その余の請求を棄却する。

オ． 共有物分割の訴えにおいて、原告が分割の方法として共有物の現物を分割することを求めているときは、裁判所は、当該共有物を競売してその売得金で分割する内容の判決をすることができない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ



【第70問】（配点：2）

確定判決の既判力に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.75]，[No.76] 順不同）

1. 貸金返還請求訴訟において、被告がその債務につき消滅時効が完成していたのに援用の意思表示をしないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、その後にした時効の援用の効果を請求異議の事由として主張することができる。
2. 貸金返還請求訴訟において、被告が原告に対する反対債権を有し相殺適状にあったのに相殺の意思表示をしないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、その後にした相殺の意思表示の効果を請求異議の事由として主張することができる。
3. 売買による所有権の取得を請求原因として買主が提起した所有権確認訴訟において、売主である被告が詐欺を理由として当該売買契約の取消しをすることができたのにこれをしないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、自己の所有権の確認を求める後訴において当該売買契約の取消しを主張して買主の所有権の取得を争うことができる。
4. 土地の賃貸人から提起された建物収去土地明渡請求訴訟において、賃借人である被告が建物買取請求権を行使しないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、その後にした建物買取請求権の行使の効果を請求異議の事由として主張することができる。
5. 将来の賃料相当額の損害金請求を認容する判決が確定した場合であっても、その後、土地価格の昂騰等の事情によって当該判決の認容額が不相当となったときは、原告は、後訴により、当該認容額と適正賃料額との差額に相当する損害金の支払を求めることができる。

【第71問】（配点：2）

仮執行宣言に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.77]，[No.78] 順不同）

1. 財産上の請求に関する判決であって手形又は小切手による金銭の支払及びそれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に関するもの以外のものについては、裁判所は、当事者の申立てがなければ、仮執行宣言をすることができない。
2. 裁判所は、判決に仮執行宣言を付すときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる。
3. 仮執行宣言は、本案判決を変更する判決の言渡しにより、仮執行宣言を取り消す裁判をしなくとも、変更の限度においてその効力を失う。
4. 判例の趣旨によれば、貸金返還請求訴訟において、債権者が、仮執行宣言付きの第一審判決に基づく強制執行によって弁済を受けた場合には、控訴裁判所は、その弁済の事実をしん酌して第一審判決を取り消し、請求を棄却すべきである。
5. 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、当事者の申立てにより、決定で、仮執行宣言をすることができる。

〔第72問〕（配点：2）

訴訟上の和解に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.79]，[No.80] 順不同）

1. 訴訟上の和解をするためには訴訟が適法に係属していることが必要であるから、重複する訴えの場合には、前訴が取り下げられない限り、後訴において訴訟上の和解をすることはできない。
2. 訴訟上の和解には、当事者以外の第三者も加わることができるが、そのためには訴訟参加の手続を経ることを要する。
3. 成立した訴訟上の和解について当事者の一方が錯誤無効を主張して和解の効力を争うためには、和解が無効であることの確認を求める別訴を提起しなければならない。
4. 裁判所は、訴訟の係属後であれば、第1回口頭弁論期日前であっても、和解を試みることができる。
5. 筆界（境界）確定の訴えにおいて、筆界を定める効果を有する内容の和解をすることはできない。

〔第73問〕（配点：2）

控訴に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.81]，[No.82] 順不同）

1. 被告が第一審で請求棄却を求めた場合において、訴えを却下する判決が言い渡されたときは、被告には控訴の利益が認められない。
2. 第一審判決が予備的相殺の抗弁を認めて原告の請求を棄却したのに対し、原告が控訴し、被告が控訴も附帯控訴もしない場合において、控訴裁判所が原告の請求債権はそもそも存在しないと判断するときは、控訴裁判所は、第一審判決を維持し、控訴を棄却しなければならない。
3. 裁判所は、控訴審の第一回口頭弁論期日において初めて提出された攻撃又は防御の方法を、時機に後れたものとして却下することはできない。
4. 一部請求であることを明示した訴えにおいて全部勝訴した原告は、被告が控訴をしたときは、附帯控訴により残部について請求を拡張することができる。
5. 控訴審が原判決を取り消し、事件を原審に差し戻す判決をした場合には、それにより事件が原裁判所に移審するため、当該差戻判決に対して上告をすることはできない。

〔第74問〕（配点：2）

上告審に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.83]，[No.84] 順不同）

1. 最高裁判所は、上告理由や上告受理の申立ての理由において上告人が主張していない限り、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反が認められる場合であっても、原判決を破棄することはできない。
2. 最高裁判所への上告も、高等裁判所への上告も、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がある場合のほか、重大な手続違反（絶対的上告理由）がある場合に限り、許される。
3. 上告裁判所が、上告状、上告理由書、答弁書その他の書類を調査して上告に理由がないと判断したときは、口頭弁論を開かずに、上告棄却の判決をすることができる。
4. 最高裁判所は、上告受理決定をする場合であっても、上告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。
5. 判例の趣旨によれば、上告受理の申立てに対して附帯上告をし、又は上告に対して附帯上告受理の申立てをすることができる。